

# 個人情報管理規程

2024年4月15日 制定

(目的)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）における個人情報の適切な管理に関する基本的な事項を定めたものである。

(個人情報の適切な管理)

## 第2条

会員は、本会が会員及びその他の個人から収集した個人情報を、プライバシーポリシーに従って適切に管理するため、以下の事項を遵守する。

### (1) 利用目的・第三者への開示の制限

プライバシーポリシーに記載される利用目的その他の制限事項を遵守する。

### (2) 個人情報の収集

本会による個人情報の収集は、理事会が承認するところにより行うものとする。会員は、理事会が承認するところによらず、個人情報の収集を行わないものとする。

### (3) 個人情報を取り扱う機器

個人情報の取扱いは、できる限り、本会が個人情報の管理のため選定した外部サービス上でのみ行うこととする。本会の運営上の必要性により、自らの機器（私用の機器のほか、勤務先より支給された機器を含む）において個人情報を取り扱う場合、以下の点に留意する。

- ① 必要な範囲でのみ行い、必要がなくなった際にデータを削除するものとする。
- ② 機器のソフトウェアの更新を適切に行うほか個人情報の安全管理に必要な対応を行う。
- ③ 目的外の使用は厳に慎む。

(管理状況の監督)

## 第3条

理事会は、本会による個人情報の管理状況を監督するため、個人情報の管理状況について会員及び委託先事業者に対して必要な調査その他の要請を行うことができ

るものとする。会員は、かかる要請を受けた場合、合理的な範囲で回答その他協力するものとする。

(改廃)

#### 第4条

本規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則

2024年3月14日 制定

以上